

下水排除基準

(ダイオキシン類以外)

平成27年10月21日一部改正施行

項目	対象	特定事業場		特定施設のない事業場		
		平均排水量50m ³ /日以上	平均排水量50m ³ /日未満			
健康項目	1 カドミウム及びその化合物 (Cd)		0.03以下	0.03以下	帯広市下水道条例第10条	
	2 シアン化合物 (CN)		1以下	1以下		
	3 有機リン化合物 (O-P)		1以下	1以下		
	4 鉛及びその化合物 (Pb)		0.1以下	0.1以下		
	5 六価クロム化合物 (Cr ⁶⁺)		0.5以下	0.5以下		
	6 ヒ素及びその化合物 (As)		0.1以下	0.1以下		
	7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (Hg)		0.005以下	0.005以下		
	8 アルキル水銀化合物	下水道法施行令第9条の4第1項	検出されないこと	検出されないこと		下水道法施行令第9条の4第1項
	9 ポリ塩化ビフェニル (PCB)		0.003以下	0.003以下		
	10 トリクロロエチレン		0.1以下	0.1以下		
	11 テトラクロロエチレン		0.1以下	0.1以下		
	12 シクロメタン		0.2以下	0.2以下		
	13 四塩化炭素		0.02以下	0.02以下		
	14 1・2-ジクロロエタン		0.04以下	0.04以下		
	15 1・1-ジクロロエチレン		1以下	1以下		
	16 シス-1・2-ジクロロエチレン		0.4以下	0.4以下		
	17 1・1・1-トリクロロエタン		3以下	3以下		
	18 1・1・2-トリクロロエタン		0.06以下	0.06以下		
	19 1・3-ジクロロプロペン		0.02以下	0.02以下		
	20 テトラメチルチウラムジスルフィド [*] (チウラム)		0.06以下	0.06以下		
	21 2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン (シマジン)		0.03以下	0.03以下		
	22 s-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(チオベンカルブ [*])		0.2以下	0.2以下		
	23 ベンゼン		0.1以下	0.1以下		
	24 セレン及びその化合物		0.1以下	0.1以下		
	25 ほう素及びその化合物		10以下	10以下		
	26 ふっ素及びその化合物		8以下	8以下		
	27 1・4-ジオキサン		0.5以下	0.5以下		
生活環境項目等	28 フェノール類		5以下	5以下		
	29 銅及びその化合物 (Cu)		3以下	3以下		
	30 亜鉛及びその化合物 (Zn)		2以下	2以下		
	31 鉄及びその化合物(溶解性) (Fe)		10以下	10以下		
	32 マンガン及びその化合物(溶解性) (Mn)		10以下	10以下		
	33 クロム及びその化合物 (Cr)		2以下	2以下		
	34 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	帯広市下水道条例第10条	380未満	380未満	380未満	
	35 生物化学的酸素要求量 (BOD)		600未満	600未満	600未満	
	36 浮遊物質質量 (SS)		600未満	600未満	600未満	
	37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5以下	5以下	5以下	
		動植物油脂類	30以下	30以下	30以下	
	38 水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	
	39 温度	市条例第11条	45℃未満	45℃未満	45℃未満	
40 よう素消費量		220未満	220未満	220未満		

(ダイオキシン類)

下水道法施行令第9条の4第1項	
対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者
排除基準値	10 pg-TEQ/1以下

1. 単位は、PH、温度、ダイオキシン類を除きすべて「mg/1」である。
2. 内は、直罰に係る排除基準である。
3. 内は、除害施設の設置等の義務に係る排除基準である。